# 参考図書

### 変更理由書

都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。

現行の本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、平成25年3月に定められたところである。

今回、平成 30 年度に都市計画に関する基礎調査を実施した結果、当該都市の発展の動向、人口及び産業の現状、将来の見通し等が明らかとなり、更に令和6年1月の能登半島地震を受け新たな課題が浮き彫りとなったことから、これらを勘案し、長期的視野に立った都市の将来像、都市計画の基本的な方向性を見直す必要が生じた。

このため、「都市計画整備、開発及び保全の方針」を本案のとおり変更するものである。

## 都市計画の策定の経緯の概要

## 氷見都市計画整備、開発及び保全の方針の変更

事 項	時 期	備考
パブリック・コメント	令和7年5月28日から 令和7年6月27日まで	富山県ホームページ等
北陸地方整備局長事前協議(協議) (回答)		都第165号-4 第 号
市町村意見聴取 (協議) (回答)		都第165号-11 第 号
計画案の縦覧	令和7年9月26日 令和7年10月10日	
(以下、予定) 富山県都市計画審議会	令和7年10月	第 195 回富山県都市計画審議会
国土交通大臣同意協議 (協議) (回答)		都第 号 第 号
決定(変更)告示	令和7年11月	富山県告示第 号
図書の写しの送付	令和7年11月	都第 号

# 都市計画区域マスタープラン(各区域共通事項 第1章)

現行 (平成 25 年 3 月)	見直し案※赤字: R6. 2 都市計画審議会時点案 青字: 今回変更案	備考
第1章富山県の都市計画の方針(広域的·共通的事項)	第 1 章富山県の都市計画の方針(広域的・共通的事項)	
1 富山県の都市計画の目標	1 富山県の都市計画の目標	
1)現状と課題	1)現状と課題	
① <b>地勢</b>	①地勢	
富山県は、本州日本海側のほぼ中央部に位置し、東西 90km、南北 76km、面積約 4,247km²で、国土の総面積の約 1 %を占めている。 蝶々が羽を開いたような形で、北は日本海、他の三方を急峻な山々に囲まれ、中央に平野が広がる、コンパクトでまとまりのよい県土である。	国土の総面積の約 <u>1</u> %を占めている。	改定フォント修正
②人口と都市構造	②人口と都市構造	
本県の人口は平成10年をピークに減少しており、平成22年10月には109万3,247人(国勢調査)となっている。平成19年の国の人口推計によれば、今後も更に減少が進み、20年後		表現見直し・改定
には約93万人になることが見込まれている。 本県の高齢化は全国を上回るスピードで進行しており、65歳以上の人口割合は26.2% (H22	27 (2045) 年には約82万人になることが見込まれている。特に、市街地中心部の人口が大き く減少すると推計されている。	追加(市街地中心部の人口
国勢調査、全国23.0%)となっている。国の人口推計によれば、本県の高齢者の数は平成32	本県の高齢化は全国を上回るスピードで進行しており、65歳以上の人口割合は 32.6% (R2	改定
年頃にピークを迎え、およそ 15 年後には 3 人に 1 人を超えると見込まれている。 本県の合計特殊出生率は、平成 18 年、19 年には過去最低の 1.34 となり、その後若干上昇	国勢調査、全国 28.6%)となっている。国の人口推計によれば、本県では、令和7 (2025) 年には、3人に1人以上が高齢者という状況を迎えると見込まれている。	表現見直し
しているものの、平成 23 年では 1.37 と依然として低迷している。	本県の合計特殊出生率は、 <u>平成18(2006)年には過去最低の1.34となったが、その後子育</u>	
持ち家比率が78.3%(H22 国勢調査、全国61.9%)で全国1位である本県では、人々が広い一戸建てを求めて郊外に移り住んだことや、商業・業務施設、公共・公益施設等の郊外移転	<u>る。</u>	
が進んだことに伴い、都市の郊外や、土地利用規制の緩い旧富山市、旧高岡市の周辺で人口や世帯数が増加しており、一方で、計画的に人口や都市機能の集積を図るべき市街地内では人口		改定
が減少し、空き家・空き地の増加が進行している。その結果、本県の人口集中地区の人口密度		
は38.6人/ha(H22国勢調査、全国67.6人/ha)で全国46位となるなど、広く薄い市街地が 形成されており、都市経営の観点から非効率な都市構造となっている。	口密度は 38.8 人/ha (H27 国勢調査、全国平均 67.9 人/ha) で全国 45 位 となるなど、広く薄い市街地が形成され、都市経営の観点から非効率な都市構造となっている。	改定
更に、開発から長期間経過した郊外住宅団地では、居住者の高齢化が進み、住民の転出によ	<u>更に、まちなかの空洞化や県内各地で空き家・空き地が増加しているほか</u> 、開発から長期間	追加 (まちなかの空洞化)
る空き家等の発生が見られ、地域コミュニティの維持が懸念されている。	経過した郊外住宅団地に <u>おいても</u> 、居住者の高齢化が進み、住民の転出に <u>伴う</u> 空き家等の発生	表現見直し
今後、本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入することから、従来の都市構造の問題点を		
改善し、これからの時代にふさわしい新たな都市づくりを進めていくことが課題となってい	The state of the s	表現見直し 
వ <u>ి</u> .	改善し、これからの時代にふさわしい新たな都市づくりを進めていくことが課題となってい	

③産業	③産業	
a商業	a商業	
商業については、本県の年間商品販売額は近年横ばいとなっているが、事業所数と従業者数は減少傾向にある。また、大型店の影響等により、1事業所あたりの売場面積が増加傾向にある。立地別にみると、中心市街地では年間商品販売額、事業所数、従業者数、売場面積が年々減少しているが、一方で、幹線道路のロードサイドでは増加傾向にある。 大型店は幹線道路沿道等で多く立地しており、これにより、県民の買物による移動が広域化している。また、一部では大型店の閉店・撤退に伴う跡地の処理が課題となっている。中心市街地の空洞化が進み、商店街の衰退や空き店舗の増加などが顕著になっているほか、高齢者など自家用車の運転ができない人にとって、日常の買い物が不便な状況が生じている。	る。また、大型店の <u>進出や増床の</u> 影響等により、1事業所あたりの売場面積が増加傾向にある。立地別にみると、 <u>中心市街地では年間商品販売額、事業所数、従業者数、売場面積が年々減少し、幹線道路のロードサイドにおいても減少に転じているが、ロードサイドの占める割合は増加傾向にある</u> 。 大型店は幹線道路沿道 <u>に</u> 多く立地して <u>いるため</u> 、県民の買物による移動が広域化している。	改定 表現見直し 表現見直し 表現見直し 追加(インターネット販売)
b 工業	b 工業	
工業については、本県の従業員数、製造品出荷額は増加傾向にあるが、事業所数はやや減少傾向となっている。また、県内の工業団地全体の分譲率は約9割と高く、特定の地域に偏ることなく企業立地が進んでいるが、一方で、近年では大規模工場の撤退に伴う工場跡地の処理が課題となっている。 今後、北陸新幹線の開業や日本海側拠点港として選定された伏木富山港の発展等を見据え、本県の産業を支える都市基盤施設の整備を着実に進めるとともに、企業立地要請に対する迅速な対応や、港湾背後地や高速道路インターチェンジ周辺などへの企業立地促進等が求められている。		大震災) 改定 表現見直し
c農林水産業	c農林水産業	
農業については、本県では稲作を中心として行われているが、近年、生産調整の強化や米価の低迷などにより農業産出額が減少しており、また、農家数や経営耕地面積もともに減少している。農業就業人口の65歳以上割合が70%を超えるなど高齢化が進んでおり、耕作放棄地の増加が懸念されている。 生産の基盤となる農地は、市街化調整区域に比べて開発許可等の土地利用規制が緩い非線引き白地地域等、特に、富山高岡広域都市計画区域(線引き)の縁辺部において、拡散的な転用が行われている。今後、農業政策との連携を図りながら、無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全に努めることが求められている。 林業については、長期にわたる木材価格の低迷等から、林業経営は極めて厳しい状況にある。 水産業については、定置網漁業を中心とする沿岸漁業が盛んであるが、近年は消費者の魚離	などにより農業産出額が減少しており、また、農家数や経営耕地面積もともに減少している。また、農業就業人口の65歳以上割合が75%を超えるなど高齢化が進んでおり、耕作放棄地の増加が懸念されている。生産の基盤となる農地は、市街化調整区域に比べて開発許可等の土地利用規制が緩い非線引き白地地域等において、拡散的な転用が行われている。引き続き、農業政策との連携を図りながら、無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全に努める必要がある。 林業については、県産材の供給体制の整備により、平成28(2016)年の県産材の素材生産量が平成20(2008)年の5万㎡の約2倍となる9万7千㎡まで増加しているが、長期にわたる木材価格の低迷等から、林業経営は極めて厳しい状況にある。	改定 表現見直し 改定

④交通	④交通	
a 地域交通	a 地域交通	
本県の1世帯あたり自家用車保有台数は1.71台(H22、全国1.08台)と全国2位の高い水	本県の1世帯あたり自家用車保有台数は <u>1.67台(令和3(2021)年</u> 、全国 <u>1.04</u> 台)と全国	改定
準となっている。また、県民が移動の際に用いる代表交通手段は、自動車が 72.2% (H11~14	2位の高い水準となっている。また、 <u>県民の通勤通学の移動の際に用いる交通手段は、自家用</u>	改定
富山高岡広域都市圏第3回パーソントリップ調査)と、全国と比べても自動車利用の比率が高	<u>車のみの割合が 79.5% (令和 2 (2020) 年) と、全国平均の 48.2%</u> と比べても自家用車利用	
く、一方で、徒歩や公共交通機関等は減少しており、過度に自動車に依存した交通環境となっ	の比率が高く、一方で、徒歩や公共交通機関等は減少しており、過度に自動車に依存した交通	
ている。公共交通の利用者数は、この20年あまりで4割以上も減少し、公共交通機関の利用	環境となっている。	
低迷が、更に公共交通のサービス水準の低下を招くなどの悪循環が生じている。	一方、近年、高齢者の運転免許返納者が増加しており、高齢者や学生・生徒など自動車を運	改定
また、高齢化の進展に伴い、高齢者等に買い物弱者・通院弱者をはじめとする移動制約者が	転できない人の日常生活を支える公共交通サービスの確保・充実が重要となっている。	
増えてきているなど、生活交通に関する新たな課題が生じている。	減少傾向が続いていた地域公共交通の利用者数は、平成 27 (2015) 年度は北陸新幹線開業	改定
このような状況のなか、LRT ネットワークの形成、駅や駅前広場など交通結節点の機能充実	等により利用者が増加したものの、5割強の県民が地域公共交通を利用していない状況にあ	
など、公共交通の維持活性化と利便性の向上に向けた様々な取組みが行われている。	る。また、今後の人口減少に伴う利用者数の減少とそれに起因する交通サービスの低下が懸念	
また、新幹線開業に伴い経営分離される並行在来線については、「富山県並行在来線対策協	<u>されている。</u>	
議会」において、パークアンドライドの推進や新駅の設置も含めた利用促進策が協議されてお	このような状況のなか、LRT ネットワークの形成、駅や駅前広場など交通結節点の機能充実	
り、駅周辺のまちづくりにあたっては、こうした並行在来線の利用促進の観点を踏まえた検討	など、公共交通の維持活性化と利便性の向上に向けた様々な取組みが行われている。	
が求められている。	並行在来線であるあいの風とやま鉄道線については、経営の安定化に向け、利便性の向上や	改定
	マイレール意識の醸成による利用促進が求められている。	
	住民に身近な生活圏内での移動を支える「域内交通」については、民営バスや市町村等が運	追加(域内交通)
	行するコミュニティバスのほか、定期路線バスの運行に適さない地域等では、市町村がデマン	
	ド型交通の導入を進めているが、公共交通空白地域が存在し、地域のニーズに対応した公共交	
	通サービスが求められている。	
	更に、道路は、県民の日常生活を支える重要な社会資本であることから、幹線道路から身近	追加(道路ネットワーク)
	な生活道路に至るまで、すべての利用者にとって安全で快適な道路ネットワークを形成する	
	<u>必要がある。</u>	
o 広域交通、物流基盤	b 広域交通、物流基盤	
北陸新幹線は平成 26 年度末までに金沢、平成 37 年度末までに敦賀まで開業することとな	北陸新幹線を活かした観光振興、交流人口の拡大、まちづくり、産業振興などの施策を積極	改定
っており、利便性の向上による経済活動や観光交流の活性化が期待される。富山駅、新高岡駅	的に展開するとともに、本県の玄関口である新幹線駅(富山駅、新高岡駅及び黒部宇奈月温泉	
及び黒部宇奈月温泉駅は本県の玄関口になるとともに、本県が誇る立山、黒部、五箇山などの	<u>駅)では、魅力があふれる駅周辺の整備やアクセス性向上のための道路整備が求められてい</u>	
主要な観光地、更には能登地方や飛騨地方へのゲートウェイになることが期待されており、富	<u> 3.</u>	
山ならではの魅力があふれる駅周辺整備やアクセスの向上が求められている。	また、新幹線利用者の利便性向上のため、各地への移動手段として、あいの風とやま鉄道線	表現見直し
また、新幹線からの乗継ぎの円滑化など利用者の利便性向上を図るため、新幹線駅から中心	を含めた鉄軌道・バスなど公共交通のネットワークの充実が求められている。	
市街地や周辺市町村への移動手段として、並行在来線を含めた鉄軌道・バスなど公共交通のネ	高速道路では追加インターチェンジ (スマートインターチェンジ等) の設置により、利便性	改定
ットワークの充実が求められている。	向上が図られてきているが、東海北陸自動車道の早期全線4車線化や能越自動車道の早期全	
高速道路網は、平成20年7月に東海北陸自動車道が全線開通(県内区間については暫定2	線開通など、引き続き県内の広域的な道路ネットワークの整備や高速道路の利便性の向上が	
車線)したほか、能越自動車道の整備も進んでおり、観光や企業立地の面での効果が発現して	<u>求められている</u> 。	
いる。また、北陸自動車道の入善スマートインターチェンジや流杉スマートインターチェンジ	富山空港では、国際便は韓国(ソウル)、中国(大連、上海)、台湾(台北)に就航し、平成	改定
が整備され、更に高岡砺波スマートインターチェンジや東海北陸自動車道の南砺スマートイ	30 (2018) 年度まで国際定期便利用者数は増加しており、国際線のさらなる維持拡充を図るた	和暦(西暦)の表記の統一

ンターチェンジの工事に着手するなど、高速道路の利便性向上が図られてきている。

富山空港は北京便や台北便が新たに就航するなど着実に発展しているが、北陸新幹線の開 業に伴い東京便との競合が懸念されるところである。羽田空港等を利用した全国各地との乗 継制度の拡充や、羽田空港国際化による海外との乗継ぎにおける利便性の向上により、東京便 の路線価値向上が期待されており、今後とも国内外との「空の玄関口」として発展していくこ とが求められている。

伏木富山港は、国際定期コンテナ航路の充実など環日本海・アジア地域のゲートウェイの物 流拠点として着実に機能強化が進められている。平成23年11月に日本海側拠点港の「機能 別拠点港」、更には「総合的拠点港」として選定され、伏木富山港のポテンシャルを活かした 集荷力の向上や航路の充実、新規物流ルートの開拓、港湾後背地等への物流業務施設の立地促 進などの様々な取組みにより発展していくことが求められている。

今後も、三大都市圏から等距離にある地理的優位性を活かし、環日本海・アジア地域の交 流・物流拠点として発展していくことが期待されており、道路、鉄道、空港、港湾などの広域 的な交通網の整備を推進していくことが求められている。

め、インバウンド・アウトバウンド双方向の利用促進に取り組むとともに、訪日外国人受け入 れ態勢の整備が求められている。(新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国際線4路線 ソウル便、台北便は運休中(令和56(20232024)年37月現在))

一方、国内定期便は北陸新幹線の開業後、羽田便の利用者数が大幅に減少しており、平成28 改定 (2016) 年3月より羽田便は1日6便から4便に減便となり、さらに令和3(2021) 年10月 から3便に減便となった。羽田便の維持・安定化や新規路線の開拓など国内空港ネットワーク の充実・強化を図り、今後とも国内外との「空の玄関口」として発展していくことが求められる。 ている。

日本海側の「国際拠点港湾」である伏木富山港は、国際定期コンテナ航路の充実など環日本 表現見直し 海・アジア地域のゲートウェイの物流拠点として着実に機能強化が進められており、今後も、 伏木富山港のポテンシャルを活かした集荷力の向上や航路の充実、新規物流ルートの開拓、港 湾後背地等への物流業務施設の立地促進、クルーズ客船の受入環境の整備などの様々な取組 **追加(クルーズ客船)** みにより発展していくことが求められている。

本県は、日本海側の中心に位置し、東は新潟・長野、西は石川・福井、北は能登、南は岐阜・一改定 名古屋、さらには世界をもつなぐ「北陸の十字路」にある地理的優位性を有していることか ら、陸・海・空の交通インフラの整備と利活用の促進を図ることが求められている。

### 時点修正

### ⑤安全・安心な暮らし

本県は、古くから河川の氾濫や地すべりなど自然災害との闘いを繰り返してきた。近年で は、平成20年に集中豪雨や高波などによる被害が発生しており、水害・土砂災害等から県民 の生命・財産を守る河川・砂防・海岸等の施設整備を進めるとともに、土砂災害警戒区域等の 指定による警戒避難体制の整備や、洪水、土砂災害、津波に関するハザードマップの作成など のソフト対策に取り組んでいる。

更に、災害に強いまちづくりを推進するため、道路・公園等の都市基盤の整備や、建築物の 耐震不燃化、密集市街地の改善などに取り組んでいる。また、平成23年3月に発生した東日 本大震災の教訓を踏まえ、地震や津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって 安心して暮らすことのできる安全な地域づくりが求められている。

### ⑤安全・安心な暮らし

本県は、古くから河川の氾濫や地すべりなど自然災害との闘いを繰り返してきた。近年は、| **改定** 集中豪雨や高波、海岸侵食、地すべりなどによる被害の発生や、弥陀ヶ原の火山災害警戒区域 の指定、今後30年以内に地震発生確率が高いと評価されている断層帯の存在など、自然災害 のリスクに対して「防災・減災」の考え方を基本にハード・ソフト両面からの対策に取り組ん でいる。

更に、災害に強いまちづくりを推進するため、道路・公園等の都市基盤の整備、公共土木施 設や公共建築物等の長寿命化、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善などに取り組んでい る。

近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等によ り、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、「流域治水」の考え方を踏まえた 河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組みにより、水災害に強いまちづくり<del>に取</del> **表現見直し** <del>り組む</del>を推進する必要がある。また、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災に加え、 令和6(2024)年1月1日に発生し、本県にも大きな被害をもたらした令和6年能登半島地震 | 令和6年能登半島地震の発生に の教訓を踏まえ、地震や津波、火災による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安 | 心して暮らすことのできる安全な地域づくりが求められている。

災害対応検証会議

「検証項目⑪事前の備え」に関連 する記述

追加(長寿命化)

災害対応検証会議

「検証項目⑪事前の備え」に関連 する記述

追加(流域治水)

表現見直し

よる被害を踏まえた追記

### ⑥自然環境と歴史・文化・景観

本県は、立山連峰等の3,000m級の山岳地帯から水深1,000mを超える富山湾までダイナミ ックで変化に富んだ地形を有し、また、植生自然度は本州随一を誇り、多様で豊かな自然に恵 まれている。また、まちなかの優れた水辺空間、散居村等の美しい田園景観のほか、歴史・文 化に育まれた個性的なまち並み、魅力的な伝統行事が数多く残されている。

### ⑥自然環境と歴史・文化・景観

本県は、立山連峰等の3,000m級の山岳地帯から水深1,000mを超える富山湾までダイナミ ックで変化に富んだ地形を有し、また、植生自然度は本州随一を誇り、多様で豊かな自然に恵 まれている。<del>また、まちなかの優れた水辺空間、散居村等の美しい田園景観のほか、歴史・文</del> **削除** 化に育まれた個性的なまち並み、魅力的な伝統行事が数多く残されている。

近年、水辺や歴史、文化を活かしたまちづくりの取組みが県内各地で取り組まれているほ

近年、水辺や歴史、文化を活かしたまちづくりの取組みが県内各地で取り組まれているほ か、自然景観の保全、魅力ある都市景観づくりに向けた取組みも進められており、引き続き、 か、自然景観の保全、魅力ある都市景観づくりに向けた取組みも進められており、引き続き、 自然、歴史、伝統文化、行事など地域の個性をまちづくりに活かしていくことが求められてい 自然、歴史、伝統文化、行事など地域の個性をまちづくりに活かしていくことが求められてい る。 ⑦環境・エネルギー ⑦環境・エネルギー 地球温暖化問題が課題となるなか、県内における温室効果ガス排出量については、平成2 地球温暖化問題が課題となるなか、県内における温室効果ガス排出量については、パリ協定 │ 改定 年度と比較すると、平成23年度(速報値)は22.3%の増加となっており、民生部門(家 の基準年となる平成25 (2013) 年度と比較すると、令和元 (2019) 年度は18.0%の減少とな 庭・業務)を中心に大きく増加している。 っているが、令和3 (2021) 年に閣議決定した地球温暖化対策計画を踏まえ、我が国は令和12 また、平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機に、国全体で自然エ (2030) 年度において温室効果ガス排出量を 46%削減(平成 25 (2013) 年比) することを目 標に掲げており、更なるさらなる削減が必要である。 ネルギーや未利用エネルギーの活用、省エネルギー構造への転換などの議論がなされている。 表記の統一 また、持続可能な開発目標(SDGs)においても地球温暖化に起因する気候変動への影響に対 このような地球温暖化やエネルギー問題に対応するため、省エネルギーや再生可能エネル ギーの導入など個別具体的な対策を推進するとともに、都市をコンパクトに集約化する等、都 する目標が定められており、今後は、温室効果ガスのさらなる排出抑制を図るため、本県の地 | 改定 市全体の二酸化炭素排出量を削減する低炭素都市づくりへの取組みが求められている。 域特性を踏まえた再生可能エネルギーのさらなる導入拡大や新たなエネルギーの利活用など 表現見直し 個別具体的な対策のほか、都市をコンパクトに集約化する等、都市全体の二酸化炭素排出量を 削減する脱炭素社会への取組みが求められている。 削除 ⑧市町村合併、地方分権、広域調整 **⑧<del>市町村合併、</del>地方分権、広域調整** 本県の市町村数は、平成 16 (2004) 年から平成 18 (2006) 年にかけての平成の大合併によ **表現見直し** 本県の市町村数は、平成16年から18年にかけての数次にわたる合併で、従前の35市町村 (9市18町8村) から15市町村(10市4町1村)となり、全国で最少となっている。 り、全国で最少の 15 市町村 (10 市 4 町 1 村) となっている。 地方分権については、いわゆる第1次一括法(平成23年5月2日公布)や第2次一括法(平 地方分権については、地方分権一括法により、国や県の関与の廃止・縮小や市町村への権限 | 表現見直し 移譲などが行われており、都市計画の分野においても、市町村の役割はますます高まってい 成23年8月30日公布)により、国や県の関与の廃止・縮小や市町村への権限移譲などが行わ れており、都市計画の分野においても、市町村の役割はますます高まっている。 一方、市町村が決定主体である都市計画であっても、モータリゼーションの進展等に伴い、 一方、市町村が決定主体である都市計画においても、車社会や道路整備の進展等に伴い、県 | 表現見直し 県民の生活圏が広域化していることから、当該都市計画が市町村の区域を超えて広域的に影 民の生活圏が広域化していることから、当該都市計画が市町村の区域を超えて広域的に影響 響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等、広域化に を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等、広域化によ より新たな課題が発生することが懸念されている。 り新たな課題が発生することが懸念されている。 このため県は、広域の見地からの調整を図る観点から当該都市計画についての協議又は同 このため県は、広域の見地からの調整を図る観点から当該都市計画についての協議<del>又は同</del> │ **削除** 意を行うなど、市町村との適切な役割分担のもと、相互に連携協力しながら都市づくりを進め 意を行うなど、市町村との適切な役割分担のもと、相互に連携協力しながら都市づくりを進め ていく必要がある。 ていく必要がある。 更に、将来的には、本県の都市圏域の実態を踏まえ、広域的な観点からの都市計画区域のあ 更に、将来的には、本県の都市圏域の実態を踏まえ、広域的な観点からの都市計画区域のあ り方を検討する必要がある。 り方を検討する必要がある。 2) 都市計画の基本理念 2) 都市計画の基本理念 本県の現状と課題を踏まえ、県民及び市町村との連携・協力のもと、総合的かつ計画的な都 本県の現状と課題を踏まえ、県民、企業、地域の団体、市町村など様々な主体との連携・協|追加(様々な主体) 市づくりを進めるため、本県の都市計画の基本理念(目標)を次のように掲げる。 力のもと、総合的かつ計画的な都市づくりを進めるため、本県の都市計画の基本理念(目標) を次のように掲げる。 ~みんなで創ろう!人が輝く 高志の国~ 削除 ~みんなで創るう!人が輝く高志の国~ ○ 快適で活力ある都市づくり 追加(コンパクト) ○快適で活力あるコンパクトな都市づくり ○ 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり ○地域の個性を活かした魅力ある都市づくり

- 安全で安心して暮らせる都市づくり
- 広域的な交流・連携を支える都市づくり

○快適で活力ある都市づくり

今後の人口減少・少子高齢化の進行を見据え、自動車に過度に依存した拡散型の都市構造か ら集約型の都市構造へと転換を図るため、それぞれの都市の特性に応じて、都市機能の適正な 集積・配置、無秩序な市街化の抑制、公共交通の活性化などに取り組み、本県のコンパクトな まとまりや鉄軌道をはじめとする基幹的な公共交通網を活かした、低炭素型の快適で活力あ る都市づくりを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- ・区域区分や地域地区、地区計画などの多様な土地利用制度の活用による、都市機能の適正 かつ計画的な集約配置の推進と、無秩序な市街化の抑制
- ・市街地再開発事業等による、まちなか居住の推進や、商業、業務、文化、福祉施設などの 中心市街地への立地促進
- ・土地区画整理事業等による、空き家・空き地対策の推進
- ・中心市街地の活性化と、歩いて暮らせる賑わいのあるまちづくりの推進
- ・インターチェンジや鉄道駅などの都市基盤を有効に活用した計画的な整備・開発や、公共 交通沿線における都市機能の集積、優良農地の保全など、それぞれの地域の特性に応じた メリハリのある土地利用の誘導
- ・鉄軌道、フィーダーバス・路線バス・コミュニティバスなどの公共交通機関の維持・活性 化による、県内各都市のネットワーク化の推進
- ・駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実
- ・まちづくりと一体となった新駅設置の検討
- 都市計画道路や都市公園、上下水道など都市基盤施設の整備による、快適でうるおいのあ る市街地形成の推進
- ・集約型都市構造への転換や公共交通機関の利用促進などによる低炭素都市づくりの推進

- ○安全で安心して暮らせる都市づくり
- ○広域的な交流・連携を支える都市づくり

### ○快適で活力あるコンパクトな都市づくり

本格的な人口減少・少子高齢化の進行を見据え、自動車に過度に依存した拡散型の都市構造 から公共交通を軸とした集約型の都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)へと転換を 図るため、市街地の拡散を抑制しながら、それぞれの都市の特性に応じて、まちなかや公共交 通沿線への居住の推進、中心市街地等への商業、業務、文化、福祉などの多様な都市機能の集 積やにぎわいのあるまちづくりを推進するとともに、地域内の交通ネットワークの充実と広 域的な観点からの都市づくりを進める。これらの取組み内容は、持続可能な開発目標(SDGs) の17の目標のうち、目標11「包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現す る」、目標 13「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」と関連が深いことか ら、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づくりを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- ・区域区分や地域地区、地区計画などの多様な土地利用制度や各種誘導施策の活用による、 都市機能の適正かつ計画的な集積・再配置の促進
- ・市街地再開発や公的不動産の活用等による、まちなか居住や居住誘導区域への立地促進、 及び商業、業務、文化、福祉施設などの中心市街地や都市機能誘導区域への立地促進
- ・小規模で柔軟な区画整理やリノベーション・エリアマネジメント等による、空き家・空き 地に起因する「都市のスポンジ化」対策の推進
- ・中心市街地の活性化と、「居心地がよく歩きたくなる」ウォーカブルなまちづくりの推進
- ・インターチェンジや鉄道駅などの都市基盤を有効に活用した計画的な整備・開発や、公共 交通沿線における都市機能の集積及び良好な住環境の<u>保護</u>、優良農地の保全など、それぞ | 追加(新幹線等交通沿線の住環境 れの地域の特性に応じたメリハリのある土地利用の誘導
- ・鉄軌道、フィーダーバス・路線バス・コミュニティバスなどの公共交通機関の維持・活性 化による、県内各都市のネットワーク化の推進
- ・まちづくりと一体となった駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実
- ・都市計画道路や都市公園、上下水道など都市基盤施設の整備による、快適でうるおいのあ る市街地形成の推進
- ・歩行空間や自転車走行空間の確保や歩道のバリアフリー化など、安全で回遊性を高める道 路空間の整備充実
- ・集約型都市構造への転換や公共交通機関の利用促進などによる脱炭素に資する都市づく りの推進

## 追加(コンパクト)

追加(公的不動産の活用) 表現見直し

改定

表現見直し

の保護)

表現見直し

追加(道路空間の整備)

改定

### 〇地域の個性を活かした魅力ある都市づくり

本県の魅力をより一層高めるとともに、県民がふるさとに誇りと愛着を持ち、交流人口の拡 大や定住促進の取組みを推進するため、本県の豊かな自然環境や美しい景観、歴史・文化資産 などを保全していくほか、これらの個性ある貴重な地域資源を積極的に活かした魅力ある都 市づくりを進める。

### 〇地域の個性を活かした魅力ある都市づくり

本県の魅力をより一層高めるとともに、県民がふるさとに誇りと愛着を持ち、交流人口の拡大や 定住促進の取組みを推進するため、本県の豊かな自然環境や美しい景観、歴史・文化資産などを保 全していくほか、これらの個性ある貴重な地域資源を積極的に活かした魅力ある都市づくりを進 める。これらの取組み内容は、持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標のうち、目標 8 「包摂 | 追加 (SDGs)

### <都市づくりの基本的方向>

- ・豊かな自然環境の保全や都市公園の充実など、都市と緑が調和したうるおいある都市づくり の推進
- ・地域の景観に調和した建築物や屋外広告物の誘導など、景観に配慮した美しいまちづくりの
- ・優れた水辺空間や歴史・文化のあるまち並み、田園景観など、地域資源を活かした個性豊か なまちづくりの推進

的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間 らしい雇用を促進する」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえたうえで、都市づく りを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- ・豊かな自然環境の保全、都市公園の魅力向上及び利用促進や、景観創出機能等の都市農地の 多様な機能にも留意した環境整備など、都市と緑が調和したうるおいある都市づくりの推 │ 農地の環境整備) 准
- ・富山の自然や風土と、開かれた文化的環境を最適に組み合わせることで、県民にとっても、 これから富山に来る人にとっても、居心地がよく、幸福になれる個性的なまちづくりの推進
- ・行政が県民や地元資本を巻き込み、対話しながら作り上げる、ボトムアップな官民連携によ る富山らしい個性的なまちづくりの推進
- ・地域の景観に調和した建築物や屋外広告物の誘導など、景観に配慮した美しいまちづくりの 推進
- ・優れた水辺空間や歴史・文化のあるまち並み、田園景観など、地域資源を活かした個性豊か なまちづくりの推進
- · IoT やビッグデータ等の先端技術を活用し、都市の課題等を解決するスマートシティの推進 ・SDGs や ESG を背景とした公共性・社会性が高い事業を行う民間事業者の支援

追加(都市公園の利用促進、都市

追加(幸福になれる個性的なまち づくり)

追加(ボトムアップな官民連携に よるまちづくり)

|追加(IoT、ビックデータ) 追加 (SDGs. FSG)

### 〇安全で安心して暮らせる都市づくり

大規模地震や集中豪雨など近年多発する自然災害等から県民の安全で安心な暮らしを確保 するため、富山県地域防災計画と連携しながら、災害に強いまちづくりを進めるとともに、防 災に関する情報の共有や活用を図るなどハード・ソフト両面の一体的な取組みにより、誰もが 安全で安心して暮らせる都市づくりを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- 河川・砂防・海岸等の施設整備の推進
- 災害危険箇所における市街化抑制など、防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進
- ・道路・公園等の都市基盤の整備や、雨水の貯留浸透施設の整備、建築物の耐震不燃化、密集 市街地の改善など、災害に強いまちづくりの推進
- ・地域の実情等に応じた津波防災地域づくりの推進
- ・ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい都市基盤施設の整備推進
- ・ライフサイクルコストの縮減を目指した施設の長寿命化など、公共施設の計画的・効率的な 維持管理の推准

### 〇安全で安心して暮らせる都市づくり

近年、全国で頻発する地震、火山、集中豪雨等による水害、土砂災害等の激甚化・頻発化すし改定 る地震・豪雨災害から県民の安全で安心な暮らしを確保するため、富山県地域防災計画や富山 県国土強靭化地域計画、令和6年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップ等と連携 しながら、防災・減災のための体制づくりや災害に強いまちづくりの推進など、土地利用も含 めたハード・ソフト両面からの一体的な取組みとともに、公共施設等の長寿命化及び計画的・ <u>効率的な維持管理などにより、</u>誰もが安全で安心して暮らせる都市づくりを進める。<a href="2">これらの</a> 取組み内容は、持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標のうち、目標 11 「都市と人間の居住 地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする」と関連が深いことから、この目標の視点も踏ま えたうえで、都市づくりを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- 河川・砂防・海岸等の施設整備の推進
- ・災害リスクの高い区域における市街化や新規立地の抑制、同区域からの移転の促進や市街化 調整区域への編入など、防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進
- ・道路・公園等の都市基盤の整備や雨水の貯留浸透施設の整備、緊急輸送道路における重要構 造物の耐震化、下水道施設の耐震化や液状化対策、立地適正化計画における防災指針の策 定、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善、空き家等の発生防止や利活用、適正管理の促 進など、災害に強いまちづくりの推進
- ・地域の実情等に応じた津波防災地域づくりの推進
- ・ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい都市基盤施設の整備推進
- ・ライフサイクルコストの縮減に加え、インフラの機能が将来にわたり適切に発揮され事前防 災として効果を発現できることを目指した施設の長寿命化など、公共施設の計画的・効率的

追加 (SDGs)

追加(各種施策)

令和6年能登半島地震の発生に よる被害を踏まえた追記 パブコメと地域防災計画を踏ま えて追加

	な維持管理の推進 <ul><li>・被災後の迅速な復旧・復興を実現するための復興事前準備の推進</li><li>・市街地の液状化対策など公共土木施設と隣接宅地とが一体となった防災・減災対策の推進</li></ul>	追加(復興事前準備)
○広域的な交流・連携を支える都市づくり	○広域的な交流・連携を支える都市づくり	追加 (SDGs)
3)目標年次	3)目標年次	
本章の基本理念・方針は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。	本章の基本理念・方針は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を <u>令</u> 和 23 (2041) 年とする。	改定
2都市計画の見直しの方針	2都市計画の見直しの方針	
1)都市計画の見直しの基本的な考え方	1)都市計画の見直しの基本的な考え方	
都市計画の見直しに当たっては、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、都市計画決定当時の計画決定の必要性や実現性を判断した状況が大きく変化した場合等において、変更の理由を明確にした上で見直しを行う。 特に、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うなど、その必要性や事業の実現性を検証し、適時適切な都市計画の見直しに努める。	都市計画の見直しに当たっては、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、都市計画決定当時の計画決定の必要性や実現性を判断した状況が大きく変化した場合等において、変更の理由を明確にした上で見直しを行う。 特に、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うなど、その必要性や事業の実現性を検証し、適時適切な都市計画の見直しに努める。	
3 広域調整の方針	3広域調整の方針	
1)広域調整の基本的な考え方	1)広域調整の基本的な考え方	
市町村が決定主体である都市計画で、一の市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼすと目される都市計画については、当該都市計画についての協議又は同意に当たり、広域の見地からの調整を図る観点から適切な判断が行えるよう、関係市町村に県が意見聴取を行う等の広域調整を実施する。	市町村が決定主体である都市計画で、一の市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼすと目される都市計画については、当該都市計画についての協議 <del>又は同意</del> に当たり、広域の見地からの調整を図る観点から適切な判断が行えるよう、関係市町村に県が意見聴取を行う等の広域調整を実施する。	削除

2)広域調整の実施方針	2) 広域調整の実施方針	
①対象とする都市計画	①対象とする都市計画	
・大規模集客施設の立地を可能とする地域地区、地区計画の決定及び変更	・大規模集客施設の立地を可能とする地域地区、地区計画の決定及び変更	
・その他、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる都市計画	・その他、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる都市計画	
②対象とする市町村	②対象とする市町村	
・当該都市計画について、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる	・当該都市計画について、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる	
市町村	市町村	
③広域調整の視点	③広域調整の視点	
・県が策定するまちづくりに関する計画との整合性	・県の策定するまちづくりに関する計画との整合性	
・関係市町村のまちづくりへの影響	・関係市町村のまちづくりへの影響	
・当該市町村が策定するまちづくりに関する計画における位置づけ	・当該市町村の策定するまちづくりに関する計画における位置づけ	
・周辺地域の土地利用、居住環境、社会基盤、営農環境、自然環境等への影響	・周辺地域の土地利用、居住環境、社会基盤、営農環境、自然環境等への影響	

# 氷見都市計画区域マスタープラン(氷見都市計画整備、開発及び保全の方針)

現行(平成 25 年 3 月)	見直し案※赤字:R6.2 都市計画審議会時点案 青字:今回変更案	備考
第2章氷見都市計画区域	第2章氷見都市計画区域	
1 都市計画の目標	1 都市計画の目標	
1)都市づくりの基本理念	1)都市づくりの基本理念	
①現況と課題	①現況と課題	
本区域は、富山県北西部、能登半島東南部に位置し、富山湾越しに望む立山連峰の勇姿をはじめ、緑豊かな農山村景観、湯量豊富な温泉など優れた地域資源を有する区域である。 本区域では日本海側最大の前方後円墳が確認されており、古代の氷見地方は日本海側の重要な拠点の一つであったと考えられている。以降現代に至るまで、富山湾随一の好漁場を背景に、本区域は水産業のまちとして発展してきた。また、昭和29年の合併によって全国でもまれな一郡一市が誕生した地域でもある。 人口については、昭和25年をピークに減少が進んでおり、近年においても用途地域内外とも減少していることから、定住人口の維持が課題となっている。 土地利用については、用途地域内では未利用地が多くある一方で、用途地域外における新築動向が用途地域内を上回るなど農村空間の保全が課題となっており、今後、良好な環境の形成に向けた適正な土地利用の誘導などが必要となっている。 交通基盤については、本区域を南北に縦断する能越自動車道及び一般国道160号、本区域を横断して石川県方向に伸びる一般国道415号などにより他都市との連絡性が確保されている。今後は、北陸新幹線の開業や能越自動車道の延伸に伴い、産業・観光における交流人口の増加が見込まれることから、さらなる広域的連携を図るため、公共交通を含めた交通ネットワークの構築と、良好な市街地の形成を支える都市基盤の整備が課題となっている。	本区域は、富山県北西部、能登半島東南部に位置し、富山湾越しに望む立山連峰の勇姿をはじめ、緑豊かな農山漁村景観、湯量豊富な温泉など優れた地域資源を有する区域である。本区域では日本海側最大の前方後方墳が確認されており、古代の氷見地方は日本海側の重要な拠点の一つであったと考えられている。以降現代に至るまで、富山湾随一の好漁場を背景に、本区域は水産業のまちとして発展してきた。また、昭和29年の合併によって全国でもまれな一郡一市が誕生した地域でもある。 人口については、平成7年から平成27年の20年間で58,786人から47,992人に減少し、高齢化率は21%から36%に増加している。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計(平成30年3月)では、令和22年の人口は、29,471人、高齢化率は47%になり、人口減少及び少子高齢化のさらなる進行が予測されている。今後、人口減少や少子高齢化がさらに進行したとしても、都市全体の活力を維持し、それぞれの地域でいきいきと豊かに暮らせるような、持続可能な都市構造を目指す必要がある。 土地利用については、用途地域に隣接する一般国道160号沿道に商業施設などの進出が見られ、稲積・窪・柳田地内ではスプロールが進行している。 交通基盤については、本区域を南北に縦断する能越自動車道及び一般国道160号、本区域を横断して石川県方向に伸びる一般国道415号などにより他都市との連絡性が確保されている。一方、北陸新幹線の開業や能越自動車道の延伸に伴い、産業・観光における交流人口の増加が見込まれることから、さらなる広域的連携を図るため、公共交通を含めた交通ネットワークの構築と、良好な市街地の形成を支える都市基盤の整備が課題となっている。また、令和6年能登半島地震では、道路災害による通行止めや避難経路の渋滞などが発生したことから、被災時の確実な避難活動を支える交通基盤の整備が課題として顕在化した。	改定 フォント修正
②都市計画の基本理念	②都市計画の基本理念	る記述
豊かな自然環境などの地域特性、新たな交通体系の整備などによる交流機会の増大などを 背景として、計画的な都市づくりを進めるため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理 念を次のように掲げる。	本区域の将来都市像の実現に向け、次の都市づくりの基本方針に基づき取り組む。 <u>~里海・里山とまちなかが連携した、魅力と活力ある交流都市ひみ~</u> 〇都市全体を支える『まちなか拠点』と生活を支える『生活拠点』を形成する都市づくり	改定

①中部地域	①中心市街地	改定
本区域では、地形上の特性や地域コミュニティ等を踏まえ、区域内を4つの地域に区分し、 それぞれ以下のように市街地像を設定する。	本区域では、地形上の特性や地域コミュニティ等を踏まえ、区域内を5つの地域に区分し、 それぞれが目指すまちづくりの方針を定める。	改定
2)地域毎の市街地像	2) 地域毎の市街地像	
	型のまちづくりを推進する。	
	ップ」を着実に実行することで、安全に安心して、豊かに暮らせるまちの形成に向けた、成熟	
る都市づくりを推進する。	するなどかしこく使い、また、令和6年能登半島地震「氷見市被災者支援・復旧復興ロードマ	
観光地の魅力向上やまちなかの賑わい創出、企業立地の推進など産業の振興に努め、活力あ	これまでに整備・充実してきた都市基盤や施設(ストック)を適切に維持管理・更新・再編	
	○既存ストックをかしこく使い 豊かで安全・安心なまちを形成する都市づくり	
	<u> </u>	
	流域に広がる集落と中心市街地の交流を通して住民の豊かな生活を支えるため、地域・交通 事業者・行政の連携・協働と役割分担のもと、様々な交通システムを組み合わせた独自の交通	
	流から生まれる"活動"をつなげ、活発化させる仕組みづくりが重要である。	
	には、"人・物"の移動を支える道路・公共交通ネットワークの充実とともに、"人・物"の交流は、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	
防災体制の強化を図り、安全・安心な都市づくりを推進する。	まちなか拠点と生活拠点の相互補完をはじめ、地域内・地域間や市外との交流を深めるため	
〇安全で安心な都市づくり	○人・物・活動を結ぶ 多様なネットワークを形成する都市づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	改定
	<u>能の充実を図る。</u>	
	ちなか拠点」との交流を支える交通機能や、福祉・介護、子育てなどの生活をサポートする機	
	流域に広がる集落の生活を支える「生活拠点」では、日常生活が安心して送れるよう、「ま	
	ど)を活用して都市機能の誘導を図る。	
	に出会え、五感を満足させる体験ができる空間となるよう、既存の資源(公共資産・空き家な	
	から高齢者まで誰もが魅力的で豊かな生活を享受でき、来訪者が氷見にしかない地域の本物	
	生活と観光・交流の中心として、都市全体の発展を牽引する「まちなか拠点」では、子ども	
がら、便利で快適な都市づくりに努める。	「生活拠点」が、相互の交流の中で、補完し合い、活力を維持・創出していく必要がある。	
道路、上下水道、公園・緑地などの都市基盤整備を推進し、恵まれた自然との共生を図りな	<ul><li>○都市全体を支える『まちなか拠点』と生活を支える『生活拠点』を形成する都市づくり 都市全体を支える「まちなか拠点」と7つの流域に広がる集落の自立した暮らしを支える</li></ul>	以足
○ かんなが来まるにさてがて個力のる即用づくり ○便利で快適な質の高い生活ができる都市づくり	○初古会体な古さて『まれなみ枷片』と仕近れ古さて『仕近枷片』な形式する初古べたの	改定
<ul><li>○ 安全で安心な都市づくり</li><li>○ みんなが集まるにぎやかで活力ある都市づくり</li></ul>		
○ 便利で快適な質の高い生活ができる都市づくり	○既存ストックをかしこく使い豊かで安全・安心なまちを形成する都市づくり	
~人 自然 食を未来につなぐ交流都市 ひみ~	○人・物・活動を結ぶ多様なネットワークを形成する都市づくり	

JR氷見駅から氷見漁港一帯の中心市街地では、都市再生整備計画に基づき、賑わいのある市街地の形成を図るとともに、中心性・求心力の強い都市機能の集積による拠点形成を目指す。併せて、氷見インターチェンジと中心市街地を結ぶ一般国道 415 号沿道においては、商業・業務施設などを誘導し、整備が予定される市役所庁舎などの行政施設とともに、本地域にふさわしい都市軸の形成を目指す。中心市街地内の住宅地については、ゆとりある都市型居住環境の創出や、公共交通の利便性の高い、生活に便利な地域を目指すとともに、公園や緑地、漁港、海辺の観光拠点、市街地を流れる河川などを活かし、氷見らしさを演出した市街地の整備を図る。	古くから水陸交通の要衝として栄え、今日においても商業や医療・福祉、教育、文化、行政などの様々な都市機能が集積する本市の中心となる地域である。 多様な都市機能のさらなる集積を図るとともに、市内外の交流と活力の創造の核となる「まちの顔」の創出により、市の発展を牽引する賑わいのある地域づくりを進める。 子どもから高齢者まで誰もが歩いて暮らすることができ、若者にとっても魅力的で豊かな生活文化を享受できる地域づくりを進める。	改定
②北部地域	②北部地域	
能越自動車道氷見北インターチェンジ及び灘浦インターチェンジ周辺においては、北部地域の交通の拠点となることから、新たな都市的土地利用の展開が予想されるため、適正な土地利用の誘導によって無秩序な都市的土地利用の拡散を抑制し、良好な都市環境の形成を目指す。 また、能登半島国定公園に指定されている区域では、自然環境の保全に努めるとともに、観光・レクリエーションの場としての活用を図る。	本市の北部に位置し、里海・里山の自然環境に育まれた豊かな食があるほか、史跡・名勝や良好な眺望景観など、氷見の様々な魅力を有する地域である。 この恵まれた環境を大切にしながら、里海・里山の集落における歴史や文化、暮らしなどを、未来を担う子どもたちに継承する地域づくりを進める。 また、里海・里山の魅力や恵みを活かすとともに、能越自動車道のインターチェンジ周辺の利便性を活かした土地の有効活用により新たな価値を創出し、これまで以上に多くの交流を促進することにより、北部地域はもとより氷見市全体の魅力の向上や活力を創出する地域づくりを進める。	改定
③西部地域	③上庄谷地域	改定
能越自動車道氷見インターチェンジ周辺においては、交通の利便性が高いことから、新たな都市的土地利用の展開が進んでいるため、適正な土地利用の誘導によって無秩序な都市的土地利用の拡散を抑制し、良好な都市環境の形成を目指す。また、山間部においては、自然環境の保全を図るとともに、生活環境の向上のための施設整備を図る。	本市の玄関口である能越自動車道氷見インターチェンジが整備され、中心市街地と一体となった利便性の高い市街地が形成されるとともに、里山の豊かな自然や美しい田園風景と共生した集落が広がる地域である。	改定
④南部地域	④十三谷地域	改定
市街地の周辺に広がる田園地帯については、その環境・景観の保全を図るとともに、点在する農村集落においては、景観を損なうことのないよう、生活環境の向上のための施設整備を図る。 また、工業団地が立地している地区においては、緑地の確保に努めるなど、周辺環境と調和のとれた整備を図る。	<ul> <li>イタセンパラやオニバスなどの貴重な動植物が生息するほか、里山の豊かな自然や美しい田園風景に囲まれた緑豊かな地域であるとともに、県内外の主要都市に最も近接した能越自動車道氷見南インターチェンジが位置し、産業や観光・交流のポテンシャルの高い地域である。</li> <li>これらの貴重な動植物や豊かな自然環境を大切にしながら、田園風景に育まれたゆとりと潤いのある環境を、未来を担う子どもたちに継承する地域づくりを進める。</li> <li>また、広域的なアクセス性や豊富な地域資源を活かし、農林業の拠点づくりや工業施設などのさらなる集積を図るとともに、中心市街地との連携強化により、活力の向上と市内外の交流を促進する地域づくりを進める。</li> </ul>	改定

	⑤西条地域	改定
	<ul> <li>⑤西条地域</li> <li>中心市街地と一体となり、街道沿いに住宅市街地が形成され、交通利便性の高い幹線道路沿いには産業集積が進むとともに、松田江浜の美しい海岸線や、優良な田園が共生する地域である。</li> <li>利便性が高く、ゆとりある良好な住宅地の維持・充実を図るとともに、田園環境と調和しながら幹線道路沿道における商業施設や工業施設のさらなる集積を図り、活力あふれる地域づくりを進める。</li> <li>また、美しい海岸線を保全するともに、海水浴場や海浜植物園、海沿いのサイクリングロードなど、海の魅力を最大限に活かし、観光・交流の促進による賑わいある地域づくりを進め</li> </ul>	改定
3)目標年次	<u>る。</u> 3)目標年次	
本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を 平成 43 年とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を 平成 33 年とする。	本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を 令和 23 (2041) 年とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を 令和 13 (2031) 年とする。	改定
2区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	2区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
1) 区域区分の決定の有無	1)区域区分の決定の有無	
本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域の人口は、平成17年現在54,495人であり、近年用途地域内においても、また用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においても減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。 これまで、用途地域内においては、計画的な街路整備等により良好な市街地の形成に取り組まれてきたところであり、白地地域においても、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、人口の減少が予想され、今後とも区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。	本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。  本区域の人口は、平成 27 (2015) 年現在 47,992 人であり、用途地域内においても、また用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においても減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。  これまで、用途地域内においては、計画的な街路整備等により良好な市街地の形成に取り組まれてきたところであり、白地地域においても、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。  このように、本区域においては、人口の減少が予想され、今後とも区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。	改定
3主要な都市計画の決定の方針	3 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
① 主要用途の配置の方針	①主要用途の配置の方針	
豊かな田園環境と都市的土地利用との調和のとれた、健康で文化的な生活環境を確保するため、用途地域をはじめとする規制・誘導により計画的に土地利用の整序を図る。	豊かな田園環境と都市的土地利用との調和のとれた、健康で文化的な生活環境を確保するため、用途地域をはじめとする規制・誘導により計画的に土地利用の整序を図る。	

a 商業地	a 商業地	
氷見駅から氷見漁港一帯にかけて形成された中心市街地などにおいては、まちなか居住を支える商業地として、商業施設の活性化や集積促進を図る。 また、既に商業施設等が立地している一般国道 160 号沿道や、氷見インターチェンジと中心 市街地を結ぶ一般国道 415 号沿道など、交通利便性の高い地域においては、農林漁業との調 和を図りながら、沿道型商業施設の立地・誘導を図るとともに、良好な沿道景観の形成に努める。	市街地での賑わい創出や空き家・空き店舗の解消に向けて新規出店支援等を行うほか、新たな	改定
b工業地	b工業地	
既存の工業地周辺のほか、氷見インターチェンジ周辺、一般国道 160 号及び一般国道 415 号 沿道など、交通の利便性に優れ、かつ居住環境への影響の少ない地区に、今後、農林漁業との 調和を図りながら工業地を配置する。また、氷見漁港など海岸部の産業系機能との連携を強化 し、工業基盤の充実を図ることとする。 なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して、緑地の確保に努める。	り、効率的な経営が可能となるよう、主要幹線道路から本区域への交通基盤整備などを促進す	改定 令和6年能登半島地震の発生に よる被害を踏まえた追記
c住宅地	c住宅地	
まちなか居住を推進するため、用途地域内に住宅地を誘導し、良好な居住環境の形成を図る。 また、氷見インターチェンジと中心市街地を結ぶ一般国道 415 号沿道の背後地においては、商業施設等と共存する住宅地の誘導を図る。 更に、古くからの集落が中心となって形成されている氷見漁港一帯から海岸線に見られる基盤整備が不十分な住宅地については、土地区画整理事業等の導入を検討するなど、計画的な市街地形成を目指す。	「まちなか住宅区域」とし、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らしやすい良好な居住環境の形成を図り、移住・定住を促進する。住宅地と農地が混在する区域では、民間による開発行為などを適切に誘導し、ゆとりある良好な住宅地の形成を図る。 「まちなか住宅区域」を除く用途地域内の「一般住宅区域」については、今後も市街地中心	改定
②土地利用の方針	②土地利用の方針	
a 土地の高度利用に関する方針	a 土地の高度利用に関する方針	
氷見駅から氷見漁港一帯にかけて形成された中心市街地においては、密集市街地の改善、既存商店街の再生が課題となっているほか、居住人口の誘導が必要となっている。 このため、既存商業施設の共同化、居住機能の導入など土地の高度利用について検討し、本区域の中心市街地にふさわしい土地利用の形成を目指す。	地の改善、既存商店街の再生 <u>、空き家・空き地の発生が課題となっているほか、</u> 居住人口の誘	追加(空き家・空き地の発生)

b用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 現在、第一種住居地域及び準住居地域に指定されている区域のうち、工場・倉庫などの混在により居住環境の悪化が見られる地区については、住宅地としての環境保全を図るため、工業地に指定された土地への移転・誘導を促進する。 また、用途地域内にあって、未利用地が多く残る地域については、用途地域の見直しを行う等、計画的な土地利用を推進する。	策の推進、空き家情報バンクの活用など市街地への居住に関する施策、公共交通に関する施策を推進し、人口減少・少子高齢化社会の中でも、機能性・安全性・利便性の高い持続可能な都市構造を目指す。  b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針  用途地域内において、既存の用途地域と、現状の土地利用や今後目指す土地利用方針が異なっている地区(例えば、工業系用途地域内の工場などが他所へ移転し、住宅が多く立地している地区など)では、用途地域を見直し、適正な用途の誘導を図る。  なお、用途地域の見直しにあたっては、農林業などの土地利用との調整を図るとともに、都市計画基礎調査などの結果を踏まえ、人口や開発の動向を的確にとらえ、将来にわたる必要性などを総合的に評価したうえで実施する。	改定
。 c 居住環境の改善又は維持に関する方針	c居住環境の改善又は維持に関する方針	
氷見駅から氷見漁港一帯の中心市街地においては、道路の幅員が十分確保されていないことや密集市街地が存在し、災害時における安全性の確保が懸念されることから、土地区画整理事業等の導入を検討するなど、居住環境の改善を図る。 また、市街地においては、地区計画、建築協定などの導入を検討し、今後とも良好な街並みが維持されるよう努める。	古くから栄えてきた住宅街では、歴史的なまち並み景観を保全しながら、空き地を活用した ミニ再開発や計画的な都市基盤の整備、防災関連施設の機能強化などの防災対策の充実を図 る。	改定
d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	
住民のスポーツ・レクリエーション需要に対応し、身近な憩いの場となる既存の都市公園の利用促進に努めるとともに、適正な規模及び誘致距離を考慮し、計画的な公園を配置する。 富山湾に注ぐ多くの河川については、都市活動へのうるおいを与え、また、身近な自然環境として重要な空間であることからその保全を図る。 更に、能登半島国定公園に指定されている海辺空間の環境・景観の維持とともに、虻が島や九殿浜、松田江の松林の保全を図り、これらの緑の付加価値を一層高めるため、他の観光拠点などと有機的に連携したネットワークの形成を推進する。	住民のスポーツ・レクリエーション需要に対応し、身近な憩いの場となる既存の都市公園の利用促進に努めるとともに、適正な規模及び誘致距離を考慮し、計画的な公園を配置する。 富山湾に注ぐ多くの河川については、都市活動へのうるおいを与え、また、身近な自然環境として重要な空間であることからその保全を図る。 更に、能登半島国定公園に指定されている海辺空間の環境・景観の維持とともに、虻が島や九殿浜、松田江の松林の保全を図り、これらの緑の付加価値を一層高めるため、他の観光拠点などと有機的に連携したネットワークの形成を推進する。	
e 優良な農地との健全な調和に関する方針	e 優良な農地との健全な調和に関する方針	
市街地の周囲に広がる田園地帯については、交通網の整備に伴い無秩序な市街化が進展することも予想されるため、建築形態規制の適用などにより新たな宅地開発などを抑制し、農地の保全を図る。	市街地の周囲に広がる田園地帯については、交通網の整備に伴い無秩序な市街化が進展することも予想されるため、 <u>今後の開発状況を踏まえながら、特定用途制限地域の指定などの規制・誘導方策を検討し、田園環境や里海・里山環境の保全を図る。</u>	改定
f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	
丘陵部には地すべり危険箇所や土石流危険渓流が多くあり、本区域全域には急傾斜地崩落 危険箇所が数多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財 産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別 警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。	丘陵部には地すべり危険箇所や土石流危険渓流が多くあり、本区域全域には急傾斜地崩落 危険箇所が数多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財 産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別 警戒区域等に指定された区域については、開発の抑制に努める。 また、本区域は上庄川等の流域に位置し、市街地の一部が浸水想定区域に含まれていること	表現見直し 追加(流域治水の推進)

		1
	から、水災害に強い都市づくりの実現に向け、流域における保水や貯留機能の確保、立地適正	
	化計画の防災指針に基づく取組み等により、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進	
	<u>する。</u>	
	更には、災害対策の観点から、令和6年能登半島地震を受けて、住宅の耐震化や液状化対策	令和6年能登半島地震の発生に
	などに取り組み、災害に強いまちづくりを推進する。	よる被害を踏まえた追記
		災害対応検証会議
		「検証項目⑪事前の備え」に関連
		する記述
g自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	g自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	
富山湾岸の変化に富んだ海岸部一帯、石川県との県境を成す丘陵地一帯、河川流域に展開す	富山湾岸の変化に富んだ海岸部一帯、石川県との県境を成す丘陵地一帯、河川流域に展開す	
る優良な農地などは本区域の豊かな自然環境を形成しているため、その環境を保全する。	る優良な農地などは本区域の豊かな自然環境を形成しているため、その環境を保全する。	
h計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	h計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	
本区域においては、用途地域内の土地の有効利用を図ることとし、農林業への配慮を行いつ	本区域においては、 <u>原則</u> 用途地域内の土地の有効利用を図ることとし、農林業への配慮を行	改定
つ、必要に応じて用途地域の見直しを行う。	いつつ、必要に応じて用途地域の見直しを行う。	
更に、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限	特に、能越自動車道の4つのインターチェンジ周辺については、田園環境や里山環境に配慮	
地域などの指定による適正な土地利用コントロールを図る。	しながら、産業集積や観光・交流の促進などによる、本区域の新たな活力創造と、能登半島の	令和6年能登半島地震の発生に
特に、氷見インターチェンジ周辺においては、新たな都市的土地利用の展開が進んでいるた	玄関口として令和6年能登半島地震からの復興に向けた計画的な土地利用の誘導を図る。	よる被害を踏まえた追記
め、適正な土地利用の誘導によって、良好な都市環境の形成を目指す。	また、幹線道路沿道などの開発需要については、関連する計画をはじめ、既存の用途地域や	
	「氷見市立地適正化計画」などとの整合を図り、土地利用の規制・誘導方策を検討する。	
2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
2—1)交通施設の都市計画の決定の方針	2—1) 交通施設の都市計画の決定の方針	
① 基本方針	① 基本方針	
本区域では、一般国道 160 号が南北方向の広域都市間交通を担う主要幹線道路として市街	能越自動車道の4つのインターチェンジや一般国道 160 号、一般国道 415 号 <u>などの交通ネ</u>	改定
地の外縁を、また、一般国道 415 号が東西方向の主要幹線道路として市街地の中央をそれぞ	ットワークの整備が進み、広域的な交流促進が期待されている。今後は、一般国道 415 号の県	
れ通過している。	境部の整備やインターチェンジと一般国道 160 号とのアクセス道路などの整備を進め、地域	
本区域においては、能越自動車道氷見インターチェンジ、氷見北インターチェンジ及び灘浦	の資産と高規格幹線道路ネットワークを結び、利便性の高い交通網の形成を促進する。	
インターチェンジが整備され、産業や観光において広域的な交流の促進が期待されている。	また、市街地と生活拠点を結ぶ道路の整備・充実とともに、密集住宅地などの狭隘道路の改	災害対応検証会議
今後は、インターチェンジと市街地を結ぶアクセス道路の整備、都市の骨格となる幹線・補	善や歩行者・自転車にやさしい道路整備などにより、市内の安全で円滑な移動を支援する道路	「検証項目③避難行動」に関連す
助幹線道路の配置により、安全で円滑な道路網の構築を図る。	網の整備を推進するほか、海越しの立山連峰、渚百選などの地域資源や富山湾岸サイクリング	る記述
また、本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内にはJR氷見線	コースなど、海岸部の道路網を充実させ、イベントを通した観光・交流支援を推進する。	
の氷見駅や島尾駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対	さらに、今後の交通需要を踏まえ、交通計画やまちづくりにおける必要性、代替道路や本事	
応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。	業の実現性などを総合的に勘案し、都市計画道路の見直しを検討する。	
	また、本区域 <u>には、</u> 鉄道や路線バス、 <u>タクシー、NPOバスなどの多様な交通機関があり、今</u>	
	後、地域・交通事業者・行政が連携・協働と役割分担のもと、様々な交通システムを組み合わ	
	せた、氷見市独自の公共交通ネットワークの構築や交通結節点の充実を図る。	

### ②主要な施設の配置の方針 ②主要な施設の配置の方針 能越自動車道については、今後もその整備を促進するとともに、新たなインターチェンジの 区域内外の交流促進に向け、広域的な交通ネットワークである能越自動車道や一般国道 160 │ 改定 号、一般国道415号の整備促進とともに、市街地と生活拠点を結ぶ道路の整備・充実を図る。 設置について、整備の必要性や効果等を踏まえながら検討を進める。 住民・事業者などとの協働による道路の維持管理や、予防保全型の維持管理による長寿命化 都市計画道路一般国道 415 号線を氷見インターチェンジと市街地、都市計画道路灘浦イン により、ライフサイクルコストの縮減・標準化を図り、長期にわたって安全・安心な道路ネッ ター線を灘浦インターチェンジと区域北部を結ぶ道路としてそれぞれ配置し、産業・観光面を トワークの確保に努める。 中心に広域的な交流の促進を図る。 都市計画道路氷見港鞍川線は、氷見インターチェンジと道の駅「氷見」などの観光施設が立 地域内・地域間の交流を支える移動システムとして、地域・交通事業者・行政が連携・協働 と役割分担のもと、流域に広がる集落と市街地を結ぶ支線交通ネットワーク、市街地の利便性 地する氷見漁港とを結ぶアクセス道路であり、また都市間交通の東西軸、市街地内道路の中心 軸としての役割も担う重要な路線であることから、シンボルロードとして配置する。 を高める循環系交通ネットワークの確立、公共交通困難地域と市街地を結ぶ交通機能の充実 など、様々な交通システムを組み合わせた、区域独自の交通ネットワークを構築する。 また、市街地内の道路については、既存道路網に加え、都市計画道路氷見伏木線などの幹線 道路を配置することにより格子状のネットワークを形成し、利便性を高め、市街地の活性化を また、既存施設の多機能・複合化の検討と合わせ、各種交通機関の乗り換えや交流の核とな 促進する。 る交通結節点の充実を図るほか、住民が自ら公共交通を"使って支える"意識の啓発や地域ご との利用促進を進めるとともに、多様な交通機関の維持・活性化に向けた交通まちづくりを推 公共交通については、氷見駅における駅前広場や都市計画道路氷見駅地蔵町線の整備促進 に努め、交通結節点としての機能を高めることにより、氷見市の玄関口としてふさわしい空間 進する。 の形成を図る。また、島尾駅においても、利用者の利便性の向上に努める。更に、路線バスや コミュニティバスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努め る。 ③主要な施設の整備目標 ③主要な施設の整備目標 優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 種 別 名 称 種 別 名 称 改定 1 · 3 · 1 能越自動車道線 道路 1 · 3 · 1 能越自動車道線 道路 3 · 4 · 1 6 米見伏木線 3 · 4 · 1 6 氷見伏木線 3・5・21 氷見駅地蔵町線 3 · 5 · 2 1 氷見駅地蔵町線 3 · 6 · 5 氷見駅鞍川線 (駅前広場) 3 · 5 · 4 加納稲積線 3 · 5 · 6 朝日公園線 2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 ①基本方針 ①基本方針 a下水道 a 下水道 快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、計画的 | 改定 快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、整備を かつ効率的な維持管理を図る。また、下水道施設の耐震化や液状化対策を計画的に進める。 令和6年能登半島地震の発生に 促進し、早期の完了を目指していく。

処理施設の整備促進を図る。

汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に

汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に

処理施設の整備促進を図る。

よる被害を踏まえた追記

雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。	雨水については、 <u>速やかな</u> 排除を図り、浸水被害の防止に努める。	表現見直し
b 河川	b 河川	
浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。	浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間 <u>の創出や農業の水利施設など産業基盤の維持を図る</u> を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。	令和6年能登半島地震の発生に よる被害を踏まえた追記
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針	
a下水道	a下水道	
汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺の整備を主体に進める。また、施設の老朽化により処理機能が低下している施設については設備の更新等を図る。	汚水については、市街地の整備が概成している。施設の老朽化により処理機能が低下してい る施設については設備の更新等を図る。	改定
b河川	b河川	
各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、仏生寺川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。	各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、仏生寺川等においては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び 多様な河川景観の保全・創出に努める。	
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標	
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。	削除
種 別     名 称       公共下水道     氷見公共下水道	種 別     名 称       公共下水道     ***見公共下水道	
2—3)その他の都市施設の都市計画の決定の方針	2-3)その他の都市施設の都市計画の決定の方針	
住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実 現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの 上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。	住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	
①主要な市街地開発事業の決定の方針	①主要な市街地開発事業の決定の方針	
本区域の既成市街地は、住宅、商業、業務の混在地域で木造建築物が密集し、オープンスペースや歩行者空間及び駐車場、道路網などの都市基盤整備が遅れている。 このため、今後、市民のニーズや提言などを広く受け、基盤整備が不十分な住宅地については、土地区画整理事業等の面的整備事業を検討するなど、ゆとりある都市型居住環境の創出及び人口の定住促進を図る。	本区域の既成市街地は、住宅、商業、業務の混在地域で木造建築物が密集し、オープンスペースや歩行者空間及び駐車場、道路網などの都市基盤整備が遅れている。 このため、今後、市民のニーズや提言などを広く受け、基盤整備が不十分な住宅地については、土地区画整理事業等の面的整備事業を検討するなど、ゆとりある都市型居住環境の創出及び人口の定住促進を図る。	

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
①基本方針	①基本方針	
富山湾に面する海岸部、富山湾越しに眺望できる立山連峰の大パノラマや、本区域内に広がる緑豊かな丘陵地などは本区域の優れた自然環境・景観であり、後世に継承していく必要がある。このため、無秩序な宅地化の抑制、豊かな自然景観に配慮した開発の誘導などにより積極的な保全を図る。 このため、能登半島国定公園に位置する海岸部をはじめ、立山連峰のパノラマを眺望することのできる富山湾岸域については、海辺環境軸として、本区域の丘陵部の裾野一帯は山辺環境軸として、また、十二町潟水郷公園及び仏生寺川一帯は川辺環境軸としてそれぞれ位置づけ、自然環境の整備・保全を図る。 更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。	富山湾に面する海岸部、富山湾越しに眺望できる立山連峰の大パノラマや、本区域内に広がる緑豊かな丘陵地などは本区域の優れた自然環境・景観であり、後世に継承していく必要がある。このため、無秩序な宅地化の抑制、豊かな自然景観に配慮した開発の誘導などにより積極的な保全を図る。  流域の平野部に広がる田園地域を「田園共生ゾーン」と位置づけ、豊かな自然や優良農地の保全と農村集落の住環境の保全・維持を図りつつ、都市間連携軸などの幹線道路沿道における市民生活の利便性向上に資する都市的な土地利用を適切に誘導するなど、農業を基本とした地域社会と新たな産業が共存・共栄できる取り組みを推進する。 また、海沿いの地域を「里海保全ゾーン」と位置づけ、本区域を特徴づけている貴重な自然環境や景観の保全を図る。  更に、流域の山間部の豊かな自然環境とそれを支える集落からなる山間部を「里山保全ゾーン」として位置づけ、開発の抑制と農地・森林の保全による多面的な機能の維持を図る。	改定
②主要な緑地の配置の方針	②主要な緑地の配置の方針	
a 環境保全系統の配置の方針	a 環境保全系統の配置の方針	
本区域を流れる7つの河川及び能登半島国定公園をはじめとした海岸部、また、本区域の外 縁部に位置する石動山などの丘陵地については、生態系の保全にも配慮し、自然環境の保全に 努める。	本区域を流れる7つの河川及び能登半島国定公園をはじめとした海岸部、また、本区域の外 縁部に位置する石動山などの丘陵地については、生態系の保全にも配慮し、自然環境の保全に 努める。	
b レクリエーション系統の配置の方針	b レクリエーション系統の配置の方針	
レクリエーションニーズへの対応と良好な都市環境形成のため、氷見運動公園、朝日山公園 及びふれあいの森を地域スポーツの振興に資するスポーツ・レクリエーションの拠点として、 また、島尾海浜公園は地域住民が身近な自然とふれあえるレクリエーションの場として位置 づけ、周囲の環境に配慮しつつ、整備・充実に努める。	レクリエーションニーズへの対応と良好な都市環境形成のため、朝日山公園及びふれあいの森を <u>区域住民の憩いの場として、氷見運動公園を</u> 地域スポーツの振興に資するスポーツ・レクリエーションの拠点として、また、十二 <u>町潟水郷公園及び</u> 島尾海浜公園は地域住民が身近な自然とふれあえるレクリエーションの場として位置づけ、周囲の環境に配慮しつつ、整備・充実に努める。 また、既存施設の適切な維持管理・更新による長寿命化を図るとともに、地域や事業者など	追加(区域住民の憩いの場) 追加(十二町潟水郷公園) 追加(パークマネジメントの促
ᆘᄿᅎᄷᇫᅐᄝᆕᇫᄼᅷᄼᆝ	との協働によるパークマネジメントを促進する。	進)
<b>c 防災系統の配置の方針</b> 丘陵地には、保安林指定の区域が各所にあることから、森林の持つ災害防止機能の維持・充実を図る。	c 防災系統の配置の方針 丘陵地には、保安林指定の区域が各所にあることから、森林の持つ災害防止機能の維持・充 実を図る。	
d 景観構成系統の配置の方針	d 景観構成系統の配置の方針	
富山湾及び雄大な立山連峰の眺望を後世に伝えていくため、その眺望地となる緑地や海岸 部を保全する。	当区域の景観は、農山漁村の伝統的な生産の場や暮らしの仕組みによって生み出される集 落景観(谷筋・平地・沿岸部)と、商業や流通の中枢地・街道として反映してきた市街地景観	改定

また、うるおいある都市環境を形成するため、都市公園等と連携しつつ、緑道や散策路を配置し、都市における水と緑のネットワークを形成する。	に大別され、これが氷見らしい景観を形成している。 将来にわたり、氷見らしい景観を保全・活用し、新たな景観を創造するために策定された 「氷見市景観計画」に基づき、建築物・工作物等の景観規制・誘導などを含めた多様な取り組 みを推進する。 氷見を代表する景観資源を有し、良好な景観形成に向けた景観誘導を積極的に行う地区に ついては、景観形成重点地区を設定し、地区の特性に応じたきめ細かな規制・誘導を行う。	追加(景観計画は策定済み)
③主要な緑地の確保目標	③主要な緑地の確保目標	
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な公園等は次のとおりである。	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な公園等は次のとおりである。	削除
種 別 名 称 総合公園 5・5・1 朝日山公園	種 別     名 称       総合公園     5・5・1 朝日山公園	